

## 大子町定住促進教育ローン支援助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内における若者の定住を促進するため、子等（子、兄弟姉妹その他自己の2親等以内の親族をいう。以下同じ。）が大学等に就学するに当たり銀行、信販会社その他の貸付業務を営む金融機関（以下「銀行等」という。）から教育ローンによる資金の借入れを行った者に対し、予算の範囲内において大子町定住促進教育ローン支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、大子町補助金等交付規則（平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学及び高等専門学校並びに専門課程を置く専修学校をいう。
- (2) 教育ローン 銀行等が行う受験料，入学金，授業料その他学生生活の維持に係る資金（以下「授業料等」という。）として使用することを目的とした貸付けをいう。
- (3) 契約 金銭消費貸借契約又は当座貸越契約をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 子等の授業料等を支払うために、銀行等と教育ローンに係る契約を締結した者
- (2) 次のいずれにも該当する子等を有する者
  - ア 教育ローンに係る契約を締結した日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の末日において18歳以上に達している子等
  - イ 教育ローンによる授業料等の支払いの対象となった子等
  - ウ 大学等を卒業した子等
  - エ 大学等を卒業した日の属する年度の翌年度の12月末日以後継続して町内に住所を有する子等
- (3) 子等が大学等を卒業した日の属する年度の翌年度の12月末日以後継続して町内に住所を有する者

(4) 助成金の交付の申請をする日の属する年度における市町村民税に係る総所得金額の合計金額が1,000万円以下である者

(5) 世帯全員が町税等を滞納していない世帯に属する者  
(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、子等1人につき子等が大学等を卒業した日における教育ローンの借入残高の2分の1に相当する金額又は100万円のいずれか低い金額を5で除して得た金額とする。この場合において、算出された助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 助成金の交付は、子等1人につき一の年度において1回限りとし、子等1人につき5回を限度として複数の年度にわたり連続して交付を受けることができるものとする。

(申請予定者の登録)

第5条 次条に規定する助成金の交付の申請を予定している者（以下「申請予定者」という。）は、原則として、銀行等と教育ローンに係る契約を締結する前に、定住促進教育ローン支援助成金申請予定者登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に、誓約書（様式第2号）を添えて町長に提出するものとする。この場合において、町長は、申請予定者が申込書を提出したことを証する書類として、当該申請予定者に対し、当該申込書に受付印を押印したものの写しを交付するものとする。

2 町長は、前項の規定による申込書及び誓約書の提出があったときは、その内容を審査の上、定住促進教育ローン支援助成金申請予定者登録台帳（様式第3号。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

(助成金の交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、子等が大学等を卒業した日（第4条第2項の規定により2回目以降の助成金の交付を受けようとする者（以下「継続申請者」という。）にあつては、1回目以降の申請のうち最後に申請をした日）の属する年度の翌年度の1月4日から1月31日までの間に、定住促進教育ローン支援助成金交付申請書（様式第4号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 大学等を卒業したことを確認できる書類（卒業証明書等）

(2) 子等が大学等を卒業した日における教育ローンの借入残高を確認できる書類（返済予定表、残高証明書等）

2 前項の規定にかかわらず、継続申請者は、前項各号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(助成金の交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、定住促進教育ローン支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、第5条第1項に規定する申込書の内容に変更が生じたときは、速やかに定住促進教育ローン支援助成金変更届（様式第6号。以下「変更届」という。）を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項に規定する変更届の提出があったときは、登録台帳の登録を抹消し、又は登録台帳の内容を変更するものとする。

(助成金の交付手続の省略)

第9条 規則第18条の規定により、規則第10条に規定する実績報告及び規則第11条に規定する補助金等の額の確定の手続を省略するものとする。

(助成金の交付請求)

第10条 助成決定者は、助成金の交付を請求しようとするときは、定住促進教育ローン支援助成金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付の決定の取消し等)

第11条 町長は、助成決定者が偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき、又は助成金の交付が不相当と認められるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1号及び第2号の規定は、平成20年4月1日以後に大学等に入学し、かつ、

平成28年3月1日以後に大学等を卒業する子等について適用する。

(読替規定)

- 3 この告示の公布の日前に銀行等から教育ローンによる資金の借入れを行った者が第5条第1項に規定する申請予定者の登録を申し込む場合は、第5条第1項中「銀行等と教育ローンに係る契約を締結する前に」とあるのは「次条に規定する助成金の交付の申請をする前に」と読み替えるものとする。

様式第1号（第5条関係）

定住促進教育ローン支援助成金申請予定者登録申込書

年 月 日

大子町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

㊞

大子町定住促進教育ローン支援助成金の交付を受けたいので、大子町定住促進教育ローン支援助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

1 申請者の子等に関する情報

氏 名		
住 所		
生年月日		年 月 日
電話番号		
大学等	名 称	
	所 在 地	
	入学年月	年 月
	卒業予定年月	年 月

注 大学等の名称は、学部、学科等まで詳しく記入してください。

2 教育ローンの借入（予定）先金融機関等に関する情報

金融機関名称	
借入予定年月	年 月
借入予定金額	万円

注 金融機関名称は、本店又は支店名まで記入してください。

様式第2号（第5条関係）

誓約書

私は、大学等を卒業した日の属する年度の翌年度の12月末日において大子町に住所を有し、以後、大子町に定住する意思があることを誓約します。

年 月 日

大子町長 様

住 所

氏 名（自署）

㊞

様式第3号（第5条関係）

定住促進教育ローン支援助成金申請予定者登録台帳

1 登録者（申請者）に関する情報

登録年月日		年 月 日
氏 名		
住 所		
生年月日		年 月 日
電話番号		
口 座	金融機関名称	
	預金種目	普通 ・ 当座
	番 号	
	フリガナ	
	名 義 人	

2 登録者（申請者）の子に関する情報

氏 名		
住 所		
生年月日		年 月 日
電話番号		
大学等	名 称	
	所 在 地	
	入学予定年月	年 月
	入学年月	年 月
	卒業予定年月	年 月
	卒業年月	年 月

(裏面)

3 教育ローンに関する情報

金融機関名称	
借入予定年月	年 月
借入開始日	年 月 日
返済完了予定日	年 月 日
借入予定金額	万円
借入金額 (借入極度額)	円
卒業した日における借入残額	円

4 交付申請の状況

交付申請年月日	1回目	年 月 日
	2回目	年 月 日
	3回目	年 月 日
	4回目	年 月 日
	5回目	年 月 日
交付決定額	1回目	円
	2回目	円
	3回目	円
	4回目	円
	5回目	円



年 月 日

大子町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

㊞

定住促進教育ローン支援助成金交付申請書

大子町定住促進教育ローン支援助成金の交付を受けたいので、大子町定住促進教育ローン支援助成金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額等

交付申請額	円
過去の交付決定回数	回
過去の交付決定額の累計額	円

注 過去の交付決定回数は、0 から 4 までのいずれかの数字を記入してください。

2 申請者の子に関する情報

氏 名		
住 所		
生年月日	年 月 日	
電話番号		
大学等	名 称	
	所 在 地	
	入学年月	年 月
	卒業年月	年 月

注 卒業した大学等の名称は、学部、学科等まで詳しく記入してください。

(裏面)

3 教育ローンに関する情報

借入開始日	年	月	日
返済完了(予定)日	年	月	日
卒業した日における借入残額	円		

4 添付書類(2回目以降の申請の場合は、省略可)

- (1) 卒業した大学等を確認できる書類(卒業証明書等)
- (2) 卒業した日における借入残額を確認できる書類(返済予定表, 残高証明書等)

年 月 日

様

大子町長



定住促進教育ローン支援助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった定住促進教育ローン支援助成金の交付については、大子町定住促進教育ローン支援助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する

交付決定額	円
過去の交付決定回数	回
過去の交付決定額の累計額	円
申請者の子等の氏名	
申請者の子等の住所	

2 交付しない

理由

様式第 6 号（第 8 条関係）

定住促進教育ローン支援助成金変更届

年 月 日

大子町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電 話

年 月 日付けで提出した大子町定住促進教育ローン支援助成金交付要綱第 5 条に規定する定住促進教育ローン支援助成事業登録申込書の内容に変更が生じたため、大子町定住促進教育ローン支援助成金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容等

変更の内容	
変更の理由	

注 必要に応じて関係書類を添付してください。

2 申請者の子等の氏名等

氏 名	
住 所	

様式第7号（第10条関係）

定住促進教育ローン支援助成金交付請求書

年 月 日

大子町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電 話

年 月 日付けで交付決定のあった大子町定住促進教育ローン支援助成金について、大子町定住促進教育ローン支援助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額 円

2 交付請求額 円

3 申請者の子等の氏名等

氏 名	
住 所	

4 振込先

金融機関	銀行・信組・金庫・農協	預金種目	1 普通				2 当座			
		口座番号								
本店・支店		フリガナ								
		口座名義人								

注 口座名義人は、交付決定者としてください。